2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。

⑶　単体又は共同企業体の代表者、及び共同企業体の代表者以外の構成員は、いずれも2006年度以降に、以下に掲げる工事完工実績を有すること。

・交通管制中央装置を自ら製作し、あわせて据付け及び調整を行う工事

上記工事は2006年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

⑷　次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和４年９月30日（金）を予定している。

①　主任技術者については、以下のア～エのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条第３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者

ウ　建設業法第７条第２号イで定める者（電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）

エ　建設業法第７条第２号ロで定める者、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、2006度以降に以下に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・交通管制中央装置の据付け及び調整を行う工事

上記工事は2006年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

⑸　機器の故障・システム障害時における保守技術支援体制が確立されていていること。

⑹　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑽　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑾　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が2019年度及び2020年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案書及び工事費内訳書に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成

技術提案書の作成にあたっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における施工方法として適正であるものとする。また、工事費内訳書の作成にあたっては技術提案書に対応したものとし、「入札説明書」に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査

本工事は、一次審査及び二次審査の二段階により審査を行う。

一次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた一次最終技術提案書及び一次最終工事費内訳書をもって入札参加者を選定する。

二次審査では、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、交渉を踏まえ、内容を変更する場合は、最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出すること。

⑶　技術提案書の評価

技術提案書の評価項目は以下のとおりである。なお、最終技術提案書が提出された場合においては、最終技術提案書に対して評価を行う。

①　中央装置構築に関する工夫

②　品質管理・工程管理に関する工夫

③　保守・機能追加に関する工夫

⑷　工事費内訳書等の総額及び入札価格

詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4　落札方式に関する事項

⑴　入札参加者の選定

①　総合評価の方法

入札参加者の選定方式は、一次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③に応じた最大30点の加算点を加えて、一次最終工事費内訳書の総額で除した数値（以下「一次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が最低限の要件を満足しない場合は入札参加者には選定されない。また、この場合、一次審査の加算点の評価は行わない。

②　選定方式

ア　３⑵により入札参加希望者から提出された一次最終技術提案書及び一次最終工事費内訳書の総額から４⑴①によって得られた一次評価値の高い順に原則上位３者を選定し、入札参加者とする。なお、選定された入札参加者が辞退した場合、又は入札参加者が二次審査段階で、二次審査を辞退した場合は、一次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を選定し、入札参加者として追加選定する場合がある。